様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　4月　9日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃぜれっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Zrek  （ふりがな）いまむら　ゆうき  （法人の場合）代表者の氏名 今村　優希  住所　〒150−0041​  東京都渋谷区神南一丁目６番１２号  法人番号　8021001072614  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 株式会社ZrekのMission概要 2. 物理AIを社会実装するZREK、川崎に研究施設「ZREK Labs」を開設 | | 公表日 | ① 2024年 11月 26日  ② 2025年 1月 31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 株式会社ZrekのMission 公表方法：当社ホームページに掲載。冒頭「ホーム」ページ途中に掲載している、Mission欄参照。 公表場所：<https://www.zrek.org> 2. 開発研究拠点開設に伴うプレスリリース「今後の展開」 公表方法：PRTIMESに掲載。 公表場所：<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000001.000156195.html> | | 記載内容抜粋 | 1. 株式会社ZrekのMission概要 私たちは、未開拓の産業を次々と発掘し、新たな価値を創造することを目指しています。（中略）センサーやロボットなどの技術で生産資源を最大限に活用し、社会全体の効率化と個別化を実現します。 2. 開発研究拠点開設に伴うプレスリリース ＜夜間自動化ソリューションの迅速な社会実装＞   まずは製造・物流を中心とする大手企業向けに試験導入を加速し、深夜帯の稼働効率化を図ることで、人材不足の緩和や人的資源の再分配、さらなる生産性の向上に大きく貢献します。  ＜完全自律化への継続的な研究＞  物理世界の認知機能や自己学習アルゴリズムなど、ハードウェアとソフトウェア、物理とデジタルの世界を融合した制御技術をさらに深化し、人的介在ゼロでも高度な意思決定が可能なプラットフォームを開発します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ②共に取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Zrekのテクノロジー方針 | | 公表日 | 2025年4月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページのフッターに「テクノロジー方針」として掲載 公表場所：<https://www.zrek.org/techpolicy>  記載箇所：具体的なDX戦略 | | 記載内容抜粋 | * AIツールの導入および開発   + 社内外のドキュメント管理や開発作業において、最新の生成AIツールを積極的に活用する。文書作成、コード生成、レビューなどの日常業務の効率化を図り、情報共有の迅速化と品質向上を実現します。   + AIツールの出力結果や利用ログ、その他社内データを収集・分析し、使い方やルールの見直し、業務プロセスの改善に継続的に活かしています。 * ロボティクス導入支援のための開発ツールの独自開発   + 顧客現場での導入を支援するため、弊社独自のロボティクス支援ツールを開発。ツールの開発には、自社の現場で得られた稼働ログや操作データ、トラブル事例を活用し、機能改善や信頼性向上を行います。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：環境や組織体制の整備「DX推進チームの設置」 | | 記載内容抜粋 | 業務効率化とデジタル技術の活用を推進するため、DX推進チームを設置する。チームはAIツールやロボティクス支援ツールの導入・活用を促進し、社内外の業務改善を支援する。  また、最新技術の習得を目的とした教育プログラムを実施し、エンジニアや現場担当者のスキル向上を図る。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：環境や組織体制の整備「ITシステム環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | DX推進を支えるIT基盤として、クラウド化やAI・データ活用環境の整備を進める。業務効率化とセキュリティ強化のため、最新のデジタル技術を導入し、継続的なシステム運用の最適化を図る。さらに、補助金・助成金の活用を含めた投資計画を立案し、段階的なIT環境整備を推進する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社Zrekのテクノロジー方針 | | 公表日 | 2025年4月9日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページのフッターに「テクノロジー方針」として掲載 公表場所：<https://www.zrek.org/techpolicy>  記載箇所：DX戦略達成のための指標（KPI） | | 記載内容抜粋 | * 業務プロセス自動化率目標：2028年までに、顧客企業の業務プロセスにおいて弊社提供のシステム・ツールの活用率を30%以上にし、平均作業時間を20%削減する。 補足：各顧客の業務フローにおける自動化進捗を定期的に評価し、改善策をフィードバックします。 * ロボティクス導入支援実績目標：2028年までに、弊社のロボティクス支援ツールを活用したプロジェクト数を累計20件、導入先現場での生産性向上率を平均15%以上達成する。 補足：各プロジェクトの導入効果（現場での稼働率、ダウンタイム削減など）を定量化し、効果を評価します。 * 人材育成指標目標：2028年までに、エンジニアおよび現場担当者の最新技術研修受講率を80%以上に向上させる。 補足：社内外の教育プログラム（教材の購入・活用、AIツール試運転、外部講師招聘等）の参加率や実施回数を定量的に把握し、技術習得の進捗を評価します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年4月9日 | | 発信方法 | 公表方法：当社ホームページのフッターに「テクノロジー方針」として掲載 公表場所：<https://www.zrek.org/techpolicy>  記載箇所：当社のテクノロジーについての考え方 | | 発信内容 | 当社はスタートアップならではのアジャイル開発体制と最新の技術活用により、生成AIを組み込んだ業務システムおよび協働ロボットなどロボティクス技術を活用した自動化ソリューションの開発・導入等に取り組んでいます。主に製造業・物流業などのお客様の現場向けに、業務プロセスの革新と効率化を実現するためのソリューションを提供しています。  生成AIやデータ解析技術を駆使した業務システムの開発により、顧客企業の業務プロセスの最適化と迅速な意思決定をサポートするとともに、協働ロボットを活用した自動化ソリューションで、現場の作業効率の向上と安全性の確保を目指します。国内市場におけるパートナー企業や顧客の競争力向上に寄与し、持続可能な成長を実現してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　2月頃　～　　2025年　3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ  イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　4月頃　～　　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティに関する対策の方針として「情報  セキュリティ基本方針」を策定し公表している。  <https://www.zrek.org/securitypolicy>  設立2021年当初から毎年4月、及び新規従業員参画のタイミングで情報セキュリティに関する社内研修を実施している。 外部媒体の利用を制限するほか、クラウド環境においてファイアウォールを導入している。また、アクセス権限の適切な管理を行い、不正アクセスのリスクを低減するよう努めている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。